

芸術関連補助金に関する顧問契約書

【芸術補助金・経営ファストサポート顧問プラン】

一般社団法人 日本文化舞台支援機構（以下「甲」）と のるん行政書士事務所（以下「乙」）とは、芸術関連補助金に関する顧問契約（以下「本契約」という。）を以下の通り締結する。

第1条（事務の範囲）

甲は乙に対し、甲の顧問に就任し、次の事項を行うことを委任し、乙はこれを承諾した。

- (1) 補助金制度、会計、法務などの特定の分野について甲への適切な助言および指導
- (2) 国、地方公共団体、その他公益団体などの資金援助制度、補助金制度に関する案内、調査および事業実施に関する甲への適切な助言および指導
- (3) 補助金、助成金制度実施後の会計作業に関する助言
- (4) 甲の事業活動に必要と思われる適切な専門家の紹介
- (5) 企画内容に対する助言や適切な資料の提示
- (6) その他甲において特に委嘱した事項

【※具体的なサービス内容については備考1に記載】

ただし小規模業者持続化補助金、ものづくり補助金、事業再構築補助金、事業承継補助金(制度の名称が変更されていた場合には実態としてこれらの補助金を同等のもの)の申請に関する助言、指導、申請代行に関してはこの顧問契約の範囲外とする。

また、補助金採択後の報酬に関しては備考2の報酬形態に則り乙から甲へ請求するものとする。

第2条（顧問料）

1. 甲は乙に対し顧問料として月額30,000円を請求書に記載された支払い期日までに支払う。
2. 初月の顧問料は50,000円とし、請求書に記載された支払い期日までに支払う。
3. 支払いは乙から甲へ毎月毎に請求書を発行し乙の指定する銀行口座への振込によって行う。
4. 補助金の成功報酬、実績報告代行費は顧問料に含まず、別途備考2の報酬形態に従い発生する。

第3条（善管注意義務）

乙は、善良なる管理者の注意をもって本件業務を行い、甲の信用を傷つける行為その他不信用な行為を一切行わない。

第4条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対しあらかじめその旨を書面又はメールにより通知しなければならない。

- (1) 法人の名称又は商号の変更

- (2) 振込先指定口座の変更
- (3) 代表者の変更
- (4) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

第5条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、弁護士、公認会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して当該情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、本項本文と同内容の義務を負わせることを条件として、自己の責任において必要最小限の範囲に限って当該情報をそれらの者に対し開示することができる。また、法令に基づき行政機関及び裁判所から当該情報の開示を求められた場合においても、自己の責任において必要最小限の範囲に限って開示することができる。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - (1) 相手方から開示を受けた時に既に自己が保有していた情報
 - (2) 相手方から開示を受けた時に既に公知となっている情報
 - (3) 相手方から開示を受けた後に自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報

第6条（権利の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の地位を第三者に移転し、本契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供し、又は、本契約に基づく義務の全部若しくは一部を第三者に引き受けさせてはならない。

第7条（有効期間）

この契約の有効期間は2024年4月1日から2025年3月末日までとする。ただし、甲乙協議のうえ、本契約を更新することができる。

第8条（中途解約）

1. 甲は、本契約の有効期間内であっても、書面または電子メールによる申出をすることで、本契約を中途解約することができる。その場合、契約の有効期間内は中途解約の申出があった月の翌月末日までとし、翌月末日までの顧問料は発生するものとする。
2. 中途解約の申出があり、既に本契約の有効期間以降の顧問料を乙が受領している場合、乙は、甲に本契約の有効期間以降の顧問料を返金する。
3. なお、返金のための振込手数料等は甲の負担とする。

第9条（解除）

以下の事由が生じた場合、乙は、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に定められた条項に違反したとき
 - (2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
 - (6) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
 - (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
 - (8) 株主構成又は役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化したとき
 - (9) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
 - (10) その他、前各号に準じる事由が生じたとき
 - (11) 甲が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係があると乙が判断した場合
 - (12) 顧問料、本契約書の範囲外の実費、その他の費用を支払期限までに支払わなかった場合
2. 前項の場合、本契約を解除された当事者は、解除した当事者が解除により被った損害の一切を賠償するものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して相手方に対する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為をしないこと
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には本契約を何らの催告を要しないで、直ちに解除することができる。
 - (1) 前項第1号又は第2号の確約に反する申告ないし表明をしたことが判明した場合

(2) 前項第3号の確約に反し、本契約を締結したことが判明した場合

(3) 前項第4号の確約に反する行為をした場合

3. 前項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償する。

4. 第2項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じた損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方が本契約の各条項に違反した場合、または相手方の責に帰すべき理由により損害を受けた場合には、本契約の解除の有無に関わらず、現実が発生した直接かつ通常の損害に対して、その損害の賠償を、本契約の委託料を限度として相手方に請求することができるものとする。

第12条（残存条項）

本契約が期間満了又は解除等により終了した場合でも、第5条、第6条、及び第10条の規定は、引き続きその効力を有する。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記のとおり、本契約が成立したので、これを証するため本契約書を電子データにて2通作成し、甲乙各自署名の上電子データを保有する。

2024年 4月 16日

甲（住所）本店：東京都台東区根岸 2-20-14

（法人/団体名）一般社団法人 日本文化舞台支援機構（署名者） 江藤志富

乙 東京都江戸川区一之江7丁目10番5号

のるん行政書士事務所 代表行政書士 本田羽留香

備考1

■顧問料に含まれる具体的なサービス内容

- ①申請の可能性ある補助金情報の収集
- ②申請計画の作成(年間の申請スケジュール作成)
- ③申請のアドバイス

備考2

■補助金採択時の成功報酬について

◎成功報酬

※当事務所の【補助額】というのは採択通知が来た際の採択額ではなく、最終的に入金されることが決まった確定補助金額です。

1. 補助額200万円まで 成功報酬 8万円

(補助額50万円以下の場合協議の上成功報酬額が減額となる場合がございます)

2. 補助額500万円まで 成功報酬 30万円
3. 補助額1000万円まで 成功報酬 60万円
4. 補助額2000万円まで 成功報酬 120万円
5. 上記金額以上の場合 成功報酬 一律180万円

◎成功報酬入金の時期

補助金の採択が決まった段階で成功報酬の内半額を支払う。

ただし、この金額については双方が協議の上変更となる可能性もある。

実績報告後最終的な補助額が確定した段階ですでに支払い済みの成功報酬の一部金額を除いた残りの成功報酬額を支払う。

◎実績報告について

本契約サービス：芸術補助金・経営ファスト顧問サポート では、実績報告作業代行を行なっておらず、別途ご依頼いただく場合はオプション料金となる。